

毛長川護岸整備事業の工事着手までの取り組みについて

1. はじめに

毛長川は、埼玉県川口市を起点とし、足立区で綾瀬川に合流する延長 9.73 km、流域面積 20.24 km² の一級河川である。毛長川の下流区間は埼玉県と足立区の境を流れているため、平成 6 年に埼玉県と協定を締結し施工区間を羊羹切り（図-1）として定め、洪水時の河積断面を確保するために自立式護岸の構築と河床掘削工事を先行して進めている。東京都が整備する護岸延長は約 8.6km で現在整備率は約 90% であり、橋梁部を除く未整備区間は、舎人橋上流部の約 150m である。未整備区間については、桜並木のある緑道公園や、工業団地の騒音防止を目的とした緩衝緑地帯があり、埼玉県側の用地取得や緑道公園等の樹木に対して配慮が必要となり、平成 22 年以降事業に着手することができなかった。

本発表では、事業再開に向け、緑道公園における桜への影響を最小限にするための河川線形の見直しや、都市計画変更を伴う用地取得に向けた関係機関との協議、地元説明会の開催等、工事着手に至るまでに取り組んできた内容について報告する。

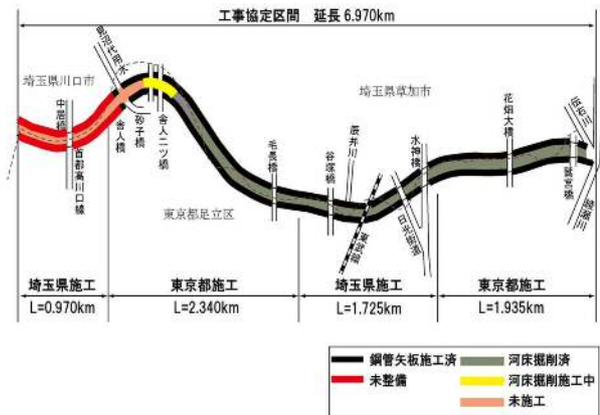


図-1 埼玉県との工事協定

2. 毛長川（舎人橋上流）の整備について

毛長川の暫定計画では、48 時間雨量 217 mm 及び時間最大 50 mm の降雨に対して安全に洪水を流下させることを目指している。このうち舎人橋上流区間の整備断面については、環境への影響や施工性、経済性等を考慮し自立式護岸（鋼管矢板）形式となっており、川幅は現在と同程度の 9.5m、河床部を現況よりも約 2m 掘削する計画となっている。

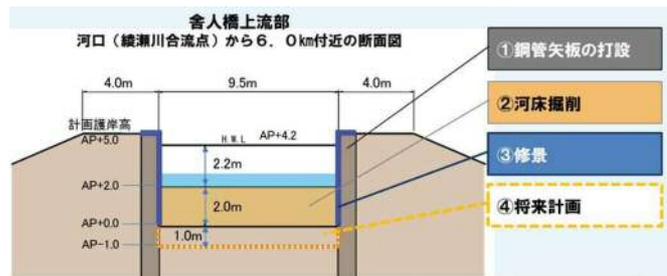


図-2 毛長川（舎人橋上流）整備断面

3. 現場条件

本事業区間は、左岸側に工業団地の騒音防止を目的とした緩衝緑地帯（写真-1）及び住宅が、右岸側に桜並木のある足立区の緑道公園（写真-2）が隣接している。



写真-1（左岸側）
川口市緩衝緑地帯



写真-2（右岸側）
足立区舎人緑道公園

4. 事業再開に向けた取り組み

4. 1 河川線形の見直し

計画幅を確保し護岸を整備するためには、河川用地を広げる必要がある。しかし、左岸側は民地が隣接、右岸側は緑道公園があるため、現況の線形を保とうとすると、公園（桜並木）の撤去範囲が整備区間全長に渡ることから、地元の理解を得るのが困難と考えた。一方、川口市から埼玉県に対して早期の護岸整備に対する要望が出されていたこともあり、兩岸の土地所有者である足立区及び川口市との協議を重ねるとともに、上流を整備する埼玉県とも調整を行い、緩衝緑地帯を一部減少するような河川線形の変更を行い、桜への影響を最小限にすることで地域住民並びに関係機関の合意を得ることができた。

4. 2 用地の取得について

整備範囲を考慮した用地測量を行い用地課と連携して用地取得を行った。川口市の用地にあたっては、用地取得前に都市計画変更（用途変更）が必要となるため、工業団地及び地域住民への説明会等を川口市と協働して行った。また、一部、隣接する土地について、公図と現地に差異があることがわかった。このため、用地取得するためには、公図の変更が必要となった。そこで、現地境界杭の確認や、旧公図等の過去資料を調査し、川口市及び法務局と度重なる協議を行った結果、公図の変更が認められ、工事発注までに用地取得が可能となった。

4. 3 桜をはじめとした樹木撤去に伴う地元への配慮

緑道公園内で撤去せざるを得ない桜については、樹木診断（移植適性度）を行い健全木8本の移植を計画する等、地元住民の心象に最大限配慮した撤去方法と時期の選定を行った。また、工事着手前には、流域連絡会に分科会（全4回）を設置し、地元の方々の理解を得るための周知方法及び護岸整備に伴う緑道公園の復旧方針等について意見交換を行った。さらに、工業団地協同組合や地元に対し説明会等を延べ20回以上行い、事業の必要性と工事内容について丁寧な説明を行った。

4. おわりに

約10年という長期に渡り河川部・足立区・埼玉県・川口市等各関係機関との協議・調整や河川線形の変更、都市計画決定された用地の取得や工事に伴う桜の撤去への地元理解等様々な課題を解決し、この度無事に工事着手することができた。私は、この事業に携わることで段階を踏んだ状況の整理と情報共有及び早期の対応、公共事業には多くの人が関わり、各々の立場を理解し最善策を導くことが重要であることを学んだ。これまで諸先輩方が行った取り組みの記録や経験を活かし、引き続き整備を円滑に行えるよう取り組んでいきたい。

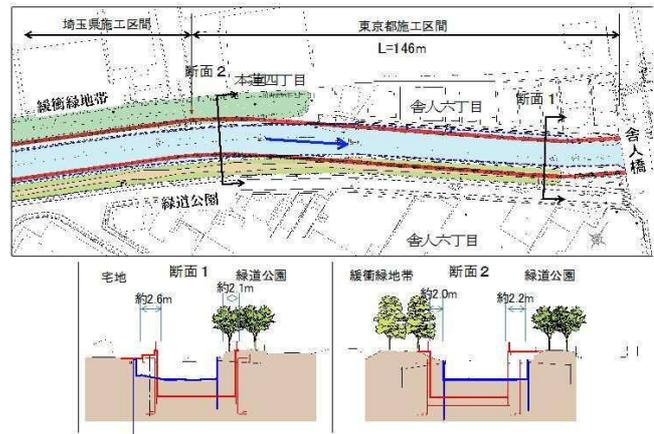


図-3 線形変更説明図（平面図・断面図）



図-4 完成イメージ